

警会 甲 達 第 1 0 号
平成 3 0 年 1 1 月 1 日
〔 改正 令和 3 年 3 月 2 2 日 〕
警 務 甲 達 第 2 4 号

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福 井 県 警 察 本 部 長

福井県警察における広告事業実施要綱の制定について

みだしのことについては、別添のとおり「福井県警察における広告事業実施要綱」を制定したので、誤りのないようにされたい。

別添

福井県警察における広告事業実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、福井県警察（以下「県警察」という。）が管理する施設等に民間事業者等の広告を表示する対価として、広告掲載料を徴収し、又は物品や役務の提供を受ける事業（以下「広告事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 広告事業の目的

広告事業は、県有資産を有効活用することにより、県警察の新たな財源確保又は歳出削減を図り、もって県民サービスの向上に資することを目的とする。

第3 広告事業における基本的な考え方

広告事業の実施に当たっては、広告媒体の本来の目的に支障を生じさせないようにするとともに、県警察の社会的な信頼及び公平性を損なうことのないよう配慮するものとする。

第4 定義

この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるものとする。

(1) 広告媒体

県警察の管理に係る施設、工作物、物品等及びホームページであって、広告事業に活用するものをいう。

(2) 広告取扱業者

県警察と広告の掲載に係る業務契約をした者をいう。

(3) 広告主

広告媒体を利用して広告の掲載を行う者をいう。

第5 仕様書の作成

1 広告事業の実施に関し必要な事項は、広告媒体ごとに定める仕様書によるものとする。

2 仕様書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 広告事業の概要に関する事項

(2) 広告媒体の種別等に関する事項

(3) 広告取扱業者の選定方法に関する事項

(4) 広告の内容、デザイン等に関する事項

(5) 広告掲載の申込方法、申込期限及び決定に関する事項

(6) その他広告事業の実施に関し必要な事項

第6 広告取扱業者又は広告主の制限

広告取扱業者又は広告主が、別表第1のいずれかに該当するものであるときは、当該広告取扱業者又は広告主を広告事業の対象としないものとする。

第7 広告内容の制限

広告の内容が、別表第2のいずれかに該当するものであるときは、当該広告を広告事業の対象としないものとする。

第8 広告取扱業者の選定

広告取扱業者の選定は、競争入札その他契約により行うものとする。

第9 掲載手続

- 1 本部の会計課長（以下「会計課長」という。）は、広告取扱業者から広告媒体への広告の掲載に係る申込みがあったときは、掲載予定の原稿を添付した広告掲載申込書（別記様式第1号）、誓約書（別記様式第2号）その他必要な書類の提出を受けるものとする。
- 2 1の提出を受けた会計課長は、広告主及び広告掲載内容の可否について関係する所属長（以下「関係所属長」という。）と協議の上、決定するものとする。この場合において、会計課長は、広告掲載の可否について疑義が生じた場合など必要が生じたときは、第11に規定する広告事業審査委員会の招集を検討するものとする。

第10 変更手続

- 1 会計課長は、広告取扱業者から、掲載された広告の内容等の変更に係る申出があったときは、広告掲載申込書の提出を受けるものとする。
- 2 第9の2の規定は、広告の内容等の変更に係る申出があった場合について準用する。

第11 広告事業審査委員会の設置及び組織

- 1 広告主及び広告掲載の可否その他必要な事項を審査するため、福井県警察本部に広告事業審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。
- 2 委員会は、委員長及び委員をもって構成し、委員長は警務部長を、委員は会計課長及び関係所属長をもって充てる。
- 3 委員長は、会議を主宰する。ただし、委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代理する。
- 4 委員会の庶務は、本部の会計課において処理する。

第12 会議

- 1 委員会は、必要に応じて委員長がこれを招集する。
- 2 会計課長は、必要があると認めるときは、委員長に対して委員会の招集を求めることができる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、審査に関し必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求め、意見を聴くことができる。
- 6 委員長は、委員会の審査に付すべき議案につき、緊急その他やむを得ない事情により、会議を開催するいとまがないと認めるときは、1の規定にかかわらず、第11の2に定める委員に対する持ち回りによる審査をすることができる。

第13 広告内容の修正

会計課長は、広告の内容が別表第2のいずれかに該当すると認めるとき、又は委員会において広告の内容の修正を求める旨の決定があったときは、広告取扱業者に対し、広告の内容の修正を求めるものとする。

第14 広告掲載の取消し

- 1 次に掲げるいずれかの事由に該当する場合は、広告の掲載を取り消すものとする。

- (1) 広告取扱業者又は広告主が別表第1に定める業種又は事業者該当することとなったとき。
 - (2) 委員会において広告の掲載を取り消す旨の決定があったとき。
 - (3) 第13の規定による広告の内容の修正の求めに広告取扱業者が応じないとき。
- 2 1の規定により広告の掲載を取り消したときは、その理由を付して書面により広告取扱業者に通知するものとする。

第15 広告掲載料の納付

- 1 広告掲載料の納付は、福井県が発行する納入通知書によるものとする。
- 2 納付された広告掲載料は、原則として返還しない。ただし、広告取扱業者の責めに帰さない理由があるとき、又は委員会が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還するものとする。
- 3 広告掲載の期間が1年に満たない場合の広告掲載料の取扱いについては、日割計算によるものとする。

第16 雑則

広告事業は、この要綱に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他関係法令の定めるところに従い、適正に行うものとする。

別表第1（第6、第14関係）

1	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する業種に該当するもの
2	貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に該当するもの
3	次の(1)から(5)までのいずれかに該当するもの (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者 (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者 (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者 (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的或いは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者 (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
4	無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員に該当するもの
5	インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）第2条に規定するインターネット異性紹介事業に該当するもの
6	特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）に規定する通信販売又は訪問販売を行う事業者（同法第30条に規定する通信販売協会に加盟している事業者を除く。）に該当するもの
7	探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）第4条に規定する探偵業に該当するもの
8	破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項の規定による破産手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立てをしているもの
9	県税を滞納しているもの
10	福井県から指名停止措置又は資格停止措置を受けているもの
11	営業停止その他の不利益処分を受けているもの
12	業種又は商品の性質上、消費による事故又はトラブルが発生する可能性が高いと判断される等、消費者保護の観点から配慮が必要なもの
13	その他公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれのあるもの
14	1から13までに掲げるもののほか、広告事業の対象とすることが適当でないと認めら

れるもの

別表第2（第7、第13関係）

1 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの	(1) 法令等により製造、販売、提供等を行うことが禁止されている商品又はサービスを提供するもの
	(2) 法令等に基づき必要とされる許可、認可等を受けていない商品又はサービスを提供するもの
2 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの	(1) 暴力、賭博、覚醒剤等の規制薬物の乱用若しくは売春等の行為を推奨し、肯定し、又は美化するもの
	(2) 醜悪、残虐、猟奇的である等公衆に不快感を与えるもの
	(3) 性に関する露骨な表現、わいせつなもの又は裸体を含むもの
	(4) 犯罪を誘発するもの
	(5) その他社会的秩序を乱すもの
3 人権侵害となるもの又はそのおそれがあるもの	(1) 人種、性別、心身の障害等に関する差別的な表現その他不当な差別につながる表現等を含み、基本的人権を侵害するもの
	(2) 名誉毀損、プライバシーの侵害等を行うもの
	(3) 他人を誹謗し、中傷し、又は排斥するもの
4 政治性又は宗教性のあるもの	(1) 政治団体による政治活動を目的とするもの
	(2) 宗教団体の布教推進を目的とするもの
5 社会問題についての主義主張に当たるもの	(1) 社会問題に関する意見の表明として個人又は団体が行うもの
	(2) 国内世論が大きく分かれているもの
6 誇大表示又は虚偽であるもの	(1) 誇大表示、根拠のない表示又は誤解を招くような表現を含むもの
	(2) 虚偽の表示を含むもの
7 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの	(1) 色彩又はデザインが著しく奇抜で、調和を損なうもの
	(2) 品位を損なう表現のもの
8 青少年の健全育成にとって有害であるもの又はそのおそれがあるもの	(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する教育内容に反するなど、学校教育活動に支障を来すもの
	(2) 喫煙、飲酒、ギャンブル等を勧奨するもの
9 内容及び責任の所在が不明瞭なもの	
10 比較広告	(1) 自己の供給する商品又はサービスについて、これと競争関係にある特定の商品等を比較対象商品等と明示し、又は暗示するもの

	(2) 商品等の内容又は取引条件を比較するもので、二重価格表示があるもの又は第三者が推奨し、若しくは保証する記述があるもの
11 良好な景観の形成又は風致の維持等を害するもの	色又はデザインが景観と著しく違和感があるもの、意味が不明であるもの等公衆に不快感をおこさせるもの
12 その他広告として不適當であるもの又はそのおそれのあるもの	(1) 公の選挙又は投票の事前運動に該当するもの
	(2) 個人の氏名、住所若しくは連絡先又は法人の名称、所在地若しくは連絡先のための周知を目的とするもの及び年賀、慶弔その他これに類する挨拶を目的とするもの
	(3) 職業安定法（昭和22年法律第141号）に規定する労働者の募集に係るもの
	(4) 特定の業者に不利益を与えるもの
	(5) 氏名又は名称、写真、談話、肖像、商標等を無断で使用し、又は著作権等を侵害するもの
	(6) 国、地方公共団体その他の公共機関が、広告取扱業者若しくは広告主又はその商品若しくはサービスを推奨、保証、指定等をしているかのような表現のもの
	(7) 債権取立て、示談引受け等をうたったもの
	(8) 加重債務又は多重債務を助長するもの
	(9) 投機又は射幸心を著しくあおるもの
	(10) 非科学的なもの又は迷信に類するもので、利用者を迷わせ、又は不安を与えるもの
	(11) 各業種の特性を考慮し、消費者保護の観点からふさわしくない表現を含むもの
	(12) その他公共機関としての社会的な信頼性及び公平性を損なう内容及び表現を含むもの

別記様式第 1 号（第 9 関係、第 10 関係）

広告掲載申込書

年 月 日

福井県警察本部長 様

（広告取扱業者）

住所又は所在地

氏名又は名称

（法人にあっては、代表者氏名）

広告の掲載について、次のとおり申し込みます。

1 広告主	住所又は所在地 氏名又は名称 （法人にあっては、代表者氏名） 連絡先
2 広告掲載場所	
3 広告掲載内容	別添のとおり
4 掲載希望期間	
5 その他	

誓約書

福井県警察が管理する施設等に広告を掲載するに当たり、下記の事項について誓約します。

なお、暴力団員等に該当しないことを確認するため、福井県警察において必要な照会をすることに同意します。

記

- 1 福井県警察広告事業実施要綱（以下「要綱」といいます。）別表第1のいずれにも該当しないこと。
- 2 広告の内容は、要綱別表第2のいずれにも該当しないこと。
- 3 広告の内容に関する一切の責任を負うこと。
- 4 広告の内容に関わる財産権の全てにつき、権利処理が完了していること。
- 5 広告掲載の取消し事由に該当することとなった場合で、催告その他の手続を要することなく広告の掲載が取り消されたときであっても異議を申し立てないこと。

年 月 日

福井県警察本部長 様

（広告主）

住所又は所在地

氏名又は名称

（法人にあっては、代表者氏名）